

〔別紙〕
様式1

事業報告書
(自 令和3年4月1日 至 令和4年3月31日)

1 医療法人の概要

(1) 名称 社会医療法人青雲会

① 財団 社団 (出資持分なし 出資持分あり)

② 社会医療法人 特別医療法人 特定医療法人
 出資額限度法人 その他

③ 基金制度採用 基金制度不採用

注) ①から③のそれぞれの項目 (③は社団のみ。) について、該当する欄の を塗りつぶすこと。(会計年度内に変更があった場合は変更後。)

(2) 事務所の所在地 鹿児島県始良市西餅田3011番地

注) 複数の事務所を有する場合は、主たる事務所と従たる事務所を記載すること。

(3) 設立認可年月日 平成7年2月23日

(4) 設立登記年月日 平成7年3月1日

2 事業の概要

(1) 本来業務 (開設する病院、診療所又は介護老人保健施設 (医療法第42条の指定管理者として管理する病院等を含む。) の業務)

種類	施設の名称	開設場所	許可病床数
病院	青雲会病院	鹿児島県始良市西餅田3011番地	一般病床 136床 (内回復期病床 36床)
介護老人保健施設	青雲荘	鹿児島県始良市西餅田3024番地1	入所定員 74名 通所定員 0名

注) 1. 地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者として管理する施設については、その旨を施設の名称の下に【 】書で記載すること。

2. 療養病床に介護保険適用病床がある場合は、医療保険適用病床と介護保険適用病床のそれぞれについて内訳を【 】書で記載すること。

3. 介護老人保健施設の許可病床数の欄は、入所定員及び通所定員を記載すること。

(2) 附帯業務 (医療法人が行う医療法第42条各号に掲げる業務)

種類又は事業名	実施場所	備考
居宅介護支援事業所	鹿児島県始良市西餅田3024番地1	

注) 地方公共団体から委託を受けて管理する施設については、その旨を施設の名称の下に【 】書で記載すること。

(3) 収益業務（社会医療法人又は特別医療法人が行うことができる業務）

種 類	実 施 場 所	備 考
不動産賃貸	始良市西餅田 3011 番地	
介護福祉士実務者養成施設	始良市西餅田 3024 番地 1	

(4) 当該会計年度内に社員総会又は評議員会で議決又は同意した事項

令和3年6月22日 令和2年度決算承認の件
" 理事及監事の改選の件
" 借入金額の最高限度額の承認
令和3年11月29日 令和3年度上半期決算承認の件
" 通所リハビリテーション廃止承認の件
令和4年3月29日 令和4年度予算承認の件

(5) 当該会計年度内に開設（許可を含む）した主要な施設

特にありません

(6) 当該会計年度内に他の法律、通知等において指定された内容

特にありません

(7) その他

特にありません

様式 2

法人名 社会医療法人 青雲会
 所在地 鹿児島県始良市西餅田3011番地

※医療法人整理番号				
-----------	--	--	--	--

財 産 目 録
 (令和4年3月31日現在)

1. 資 産 額	5,399,735,558 円
2. 負 債 額	3,794,167,463 円
3. 純 資 産 額	1,605,568,095 円

(内 訳) (単位：円)

区 分	金 額
A 流 動 資 産	2,153,610,408
B 固 定 資 産	3,246,125,150
C 資 産 合 計 (A+B)	5,399,735,558
D 負 債 合 計	3,794,167,463
E 純 資 産 (C-D)	1,605,568,095

(注) 財産目録の価額は、貸借対照表の価額と一致すること。

土地及び建物について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。

土 地	(■ 法人所有 □ 賃借 □ 部分的に法人所有 (部分的に賃借))
建 物	(■ 法人所有 □ 賃借 □ 部分的に法人所有 (部分的に賃借))

法人名 社会医療法人 青雲会
所在地 鹿児島県姶良市西餅田3011番地

※医療法人整理番号

貸 借 対 照 表
(令和4年3月31日現在)

(単位：円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
I 流動資産	2,153,610,408	I 流動負債	1,912,778,945
現金及び預金	1,486,100,766	買掛金	86,802,385
事業未収金	511,979,226	短期借入金	1,320,000,000
未収入金	115,965,144	一年以内返済予定の 長期借入金	176,820,000
たな卸資産	33,249,645	未払金	127,694,665
貯蔵品	3,950,844	1年内支払予定リース債務	44,821,422
前払費用	2,432,525	未払費用	47,668,374
立替金	575,766	未払法人税等	71,000
短期貸付金	66,492	未払消費税等	22,056,000
貸倒引当金	△ 710,000	預り金	25,152,948
		仮受金	191,252
II 固定資産	3,246,125,150	賞与引当金	60,570,000
1 有形固定資産	3,111,127,788	前受金	930,899
建物	1,704,471,581	II 固定負債	1,881,388,518
構築物	58,656,781	長期借入金	1,702,510,000
医療器械	153,854,049	リース債務	87,794,618
車両運搬具	2	退職給付引当金	91,083,900
器具備品	80,896,690		
リース資産	118,325,240		
土地	994,923,445		
2 無形固定資産	45,001,086	負債合計	3,794,167,463
ソフトウェア	39,848,411		
電話加入権	1,657,695		
無形リース資産	2,479,100		
商標権	1,015,880		
3 その他の資産	89,996,276		
出資金	30,000		
繰延消費税額等	23,434,889		
役員等長期貸付金	34,044,000		
長期事業未収金	184,399		
生命保険積立金	32,282,988		
長期未収金	1,880,000		
保証金等	200,000		
貸倒引当金	△ 2,060,000		
資産合計	5,399,735,558	純資産の部	
		科 目	金 額
		I 積立金	1,605,568,095
		設立等積立金	433,734,392
		繰越利益積立金	1,171,833,703
		純資産合計	1,605,568,095
		負債・純資産合計	5,399,735,558

※建物付属設備は令和4年3月31日の決算分から建物に含めて表示しています

(注) 表中の科目について、不要な科目は削除しても差し支えないこと。また、別に表示することが適当であると認められるものについては、当該資産、負債及び純資産を示す名称を付した科目をもって、

様式 4 - 1

法人名 社会医療法人 青雲会

※医療法人整理番号

所在地 鹿児島県始良市西餅田 3 0 1 1 番地

損 益 計 算 書
(自 令和3年4月1日 至 令和4年3月31日)

(単位:円)

科 目	金 額	
I 事業損益		
A 本来業務事業損益		
1 事業収益		3,634,397,431
2 事業費用		3,362,978,338
本来業務事業利益		271,419,093
B 附帯業務事業損益		
1 事業収益		8,830,222
2 事業費用		11,264,796
附帯業務事業損失		2,434,574
C 収益業務事業損益		
1 事業収益		2,160,000
2 事業費用		182,690
収益業務事業利益		1,977,310
事業利益		270,961,829
II 事業外収益		
受取利息及び配当金		370,356
III 事業外費用		
支払利息		34,003,868
経常利益		237,328,317
IV 特別利益		
補助金収益	469,109,148	
固定資産売却益・その他	644,480	469,753,628
V 特別損失		
固定資産除却損		4,682,786
税引前当期純利益		702,399,159
法人税、住民税及び事業税		72,984
当期純利益		702,326,175

- (注) 1. 利益がマイナスとなる場合には、「利益」を「損失」と表示すること。
 2. 表中の科目について、不要な科目は削除しても差し支えないこと。また、別に表示することが適当であると認められるものについては、当該事業損益、事業外収益、事業外費用、特別利益及び特別損失をを示す名称を付した科目をもって、別に掲記することを妨げないこと。

監事監査報告書

社会医療法人 青雲会
理事長 川井田 浩 殿

私たちは、社会医療法人青雲会の令和3会計年度（令和3年4月1日から令和4年3月31日まで）の業務及び財産の状況等について監査を行いました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。

監査の方法の概要

私たちは、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を開覧し、本部及び主要な施設において業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表、損益計算書の監査を実施しました。

記

監査結果

- (1) 事業報告書は、法令及び定款（寄附行為）に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- (2) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
- (3) 計算書類は、法令及び定款（寄附行為）に従い、損益及び財産の状況を正しく示しているものと認めます。
- (4) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款（寄附行為）に違反する重大な事実は認められません。

令和4年6月21日
社会医療法人 青雲会

監事 小 湊 清 隆

監事 高 崎 進